

大刀洗町告示第36号

令和元年第25回大刀洗町議会臨時会を次のとおり招集する

令和元年7月1日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 令和元年7月24日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

安丸眞一郎

黒木 徳勝

森田 勝典

林 威範

平田 利治

松熊武比古

長野 正明

平田 康雄

高橋 直也

平山 賢治

花等 順子

山内 剛

○応招しなかった議員

令和元年 第25回 大 刀 洗 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日)

令和元年7月24日 (水曜日)

議事日程 (第1号)

令和元年7月24日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 報告第5号 町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る
専決処分の報告について

日程第5 承認第5号 菅野橋下部工受託工事に伴う受託契約書の専決処分の承認を求めるこ
とについて

日程第6 議案第27号 教育用情報機器等購入契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 報告第5号 町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る
専決処分の報告について

日程第5 承認第5号 菅野橋下部工受託工事に伴う受託契約書の専決処分の承認を求めるこ
とについて

日程第6 議案第27号 教育用情報機器等購入契約の締結について

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10 番	平山 賢治
11 番	花等 順子	12 番	山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	中山 哲志
総務課長	……………	重松 俊一	教育長	……………	倉鍵 君明
子ども課長	……………	松元 治美	建設課長	……………	田中 豊和
財政係長	……………	早川 正一	工務係長	……………	黒岩 雄二

開会 開議午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。現在の出席議員は、12名です。

ただいまから、令和元年第25回大刀洗町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山内 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、9番、高橋直也議員、10番、平山賢治議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山内 剛） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第3、諸報告を行います。

町長より、挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会臨時会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和元年第25回大刀洗町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、今年度は4月、5月に続き3度目の臨時議会となり、議員の皆様には臨時議会の開会に御理解をいただきありがとうございます。

まず、7月21日からの大雨では、本町でも300ミリを超える降雨があり、小石原川が避難判断水位を超えたため、小石原川左岸地区に避難勧告を発令し、85名の方が中央公民館に避難されたところです。

本町では、人的被害はありませんでしたが、大刀洗川が決壊し、河川堤防や町道に被害が生じたほか、冠水や土砂流入により農地や農業用施設に被害が生じています。

また、大刀洗川や陣屋川の増水に伴い道路冠水による県道や町道の通行止めが多数発生したことに加え、住居の床上浸水や床下浸水も本郷校区を中心に発生しています。

現在、農地や農業用施設等の被害については農業災害復旧に向けて県の農林事務所と協議をしているところです。

これからも台風シーズンが続きますので、今回の災害対応の教訓も踏まえ、災害対応に当たってまいります。

さて、今臨時会に提案いたしております案件は、町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について、菅野橋下部工受託工事に伴う受託契約書の専決処分を求めることについて、教育用情報機器等購入契約の締結についての3件でございます。

よろしく御審議くださり、最後には御承認いただきますようお願い申し上げまして挨拶といたします。

○議長（山内 剛） 町長の挨拶が終わりました。これで、諸報告を終わります。

日程第4．報告第5号 町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

○議長（山内 剛） 日程第4、報告第5号町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） おはようございます。建設課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第5号町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について、御説明いたします。

議案書表紙をご覧ください。

町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年6月25日付で専決処分しましたので、同法同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

1枚おめくりください。

事故の概要でございますが、平成31年4月26日午後5時30分ごろ、三井郡大刀洗町大字鶴木1220番1地先におきまして、山田剛士氏運転の乗用車が大刀洗町が管理する町道73号線下牟田北鶴木線を走行中に道路の側溝のふたの上を通過した際、側溝のふたが破損しており、

車輪が側溝に落ち込み、側溝側面に接触をし、タイヤとホイールが破損したものでございます。

2、相手方は大刀洗町大字上高橋1567番地1、山田剛士氏でございます。

3、過失割合は甲、大刀洗町の100%となっております。

4、損害賠償額は9万592円で、支払いの方法は町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から相手方が指定した指定口座への振り込みにより行うこととしております。

2ページ目に位置図をつけております。

3ページに付近見取り図を添付しております。

本日、追加で配付いたしました写真で4ページ目にタイヤとホイールの破損状況、5ページ、6ページ目に側溝ふたの破損状況を添付しております。

以上で、報告を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 本日配付の写真等のことで確認という意味でお尋ねをしたいと思えます。

この状況から見ると、側溝のふたの段差によってタイヤ、ホイール等が損傷したというふうに理解できるんですけども、走行車線からすると左側車線で段差が手前になるんで状況的にはこういうのが起こり得るのかなという疑問点が1点と、実際はふたが落下していたものなのか、そのところをちょっと確認の意味で教えてください。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 6ページ目の写真ですけれども、3センチほどふたが下がっておりますが、これは写真を撮りやすいようにこの縦断のほうで写真を撮らせていただいておりますが、実際、側溝の横のほうでも3センチほどの段差がついておったということでございます。

当時、車が離合していたということで左端ぎりぎりを走行していたというところでタイヤとホイールに傷がついたというところでございます。側溝ふたのほうは落下しておりませんで、側溝ふたを開けて確認しましたところ、側溝ふたの底辺部分が摩耗して破損していたというところで、がたつきが出ていたというところでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） それでは、ここで暫時休憩といたします。

なお、傍聴の方には今日おいでいただきまして、誠にありがとうございます。全員協議会室で自由討議を行いますので、傍聴も可能ですからよろしく願いしたいと思います。

休憩 午前9時09分

再開 午前9時16分

○議長（山内 剛） 休憩前に続き質疑を再開します。

質疑はありませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 済みません、先ほど聞き漏らしていたんですけども、支払いについては町が加入している補償保険のほうからの支払いとなっておりますけれども、こういった保険金の支払いが発生した場合に一般的には掛け金のアップとかというのが考えられるんですけども、町が加入しているこの補償保険についての事故件数はある程度決まりがあると思うんですけども、そういったところは影響がないのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課、重松でございます。

それでは、安丸議員の御質問にお答えします。損害賠償事案が発生したので、保険金上がるかという話でございますけども、保険金につきましては人口掛ける1人頭幾らという計算方法でするので、現在のところは上がらないと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号専決処分事項の報告についてを終わります。

日程第5. 承認第5号 菅野橋下部工受託工事に伴う受託契約書の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第5、承認第5号菅野橋下部工受託工事に伴う受託契約書の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、承認第5号菅野橋下部工受託工事に伴う受託契約書の専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

議案書表紙をご覧ください。菅野橋の復旧に伴う下部工の施工につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局長と菅野橋下部工受託工事に伴う受託契約の締結について、令和元年7月17日付で専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、6月21日に議決をいただきました菅野橋の復旧工事に伴う国

土交通省との受託契約につきまして、議決をいただきました後、速やかに議決証明を付した契約書を添付し、国土交通省九州地方整備局に対しまして工事の委託申請を行ったところでございます。

その後、協議の結果、受託契約を締結する前におきまして契約書の内容について修正がありましたので改めて本議会におきましてお諮りするものでございます。

本日、差し替えました専決処分書のほうをご覧ください。専決処分書、1枚めくっていただきまして、受託契約書（令和元年度）と記載されている契約書をご覧ください。

受託者でございます。国土交通省九州地方整備局長を甲とし、委託者である大刀洗町長を乙として契約を締結するものでございます。

1、工事名は、菅野橋下部工受託工事。

2、工事施工地は福岡県三井郡大刀洗町大字菅野地先でございます。

3、契約金額は2億1,430万7,120円で、そのうち委託者である町が負担するものが全額の2億1,430万7,120円でございます。

4の実施期間は、契約締結の日、令和元年7月17日になります。契約締結の日から令和2年3月31日までとなります。

以上、菅野橋下部工受託工事に伴う受託契約書の専決処分の承認を求めることについて提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前9時21分

再開 午前9時29分

○議長（山内 剛） 休憩前に続き、質疑を再開します。

質疑はありませんか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 全員協議会するときにも申し上げたんですけど、今回、先にいただいた議案書についていた日付のないほうの第8条の「甲はこの工事をしゅん功したときは」というものについては、以前、誤字を指摘いたしまして戻っているんですけど、差し替えで本日もいただいた7月17日の分については、8条、「甲の工事をしゅん工をしたとき」の「工」の字が違いますが、この1文字違いの誤字について工事等が遅れないということの確証を得たいんですけどいかがですか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 林議員の御質問にお答えいたします。

第8条、「しゅん工」の「工」の字が違っているのではないかという御指摘でございますが、国土交通省と確認しましたところ、この字でいくというところで確認をとっております。

調べましたら、「工事」の「工」、「竣工」の「工」とこちらのほうの「成功」の「功」、同じ意味ということでございますので、契約書としては問題ないというところで確認をとっております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませぬか。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 先般、この専決処分については全員協議会、それから議運の中ではなぜ専決処分をしたかという話は聞いておりましたが、本会議の中で、今日の臨時議会の前になぜ専決処分をしたかという説明がありませんでしたけど、ここを本会議の中ではっきりされていたほうがいいのじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） では、花等議員の御質問にお答えいたします。

専決処分の理由でございますけれども、国のほうは11月から菅野橋の下部工の工事に着手する運びとなっております。そのためには、7月19日までに契約を締結する必要がございますので、7月22日に国が受託工事の告示を行うという運びになっておりましたので、議会を招集する暇がございませんでしたので、今回、専決処分にて処理をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませぬか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は本案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号菅野橋下部工受託工事に伴う受託契約書の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しま

した。

日程第6. 議案第27号 教育用情報機器等購入契約の締結について

○議長（山内 剛） 日程第6、議案第27号教育用情報機器等購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 子ども課の松元です。説明させていただきます。

議案第27号教育用情報機器等購入契約の締結について。

提案理由といたしまして、教育用情報機器等の購入を施工するため、指名競争入札により契約の相手方を定めたが、その者と物品売買契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要といたしましては、大刀洗町の小学校のパソコン教室やネットワーク機器、サーバー整備等を実施し、教職員及び児童の学習効率を高め、教育活動の質を向上させるということで行っております。

1枚めくっていただきまして、入札結果及び契約結果表でございます。

起工番号第6号で、物品売買契約といたしまして、教育用情報機器等の購入を行っております。町の小学校4校という形で行っております。

入札は令和元年7月11日木曜日、13時30分から、役場3階大会議室にて行いました。

履行期間といたしまして、契約効力の発生の翌日から令和元年9月30日までとしております。

予定価格につきましては、税抜きで2,908万5,200円、最低制限価格は物品の購入のため設けておりません。

落札業者名は株式会社アステム、福岡市博多区店屋町6番地25号3階という形になっております。

契約金額は、税込みの金額で2,106万。

指名理由といたしましては、情報システムの導入実績のある業者の中から5者を選考いたしました。

6月17日月曜日に開催いたしました指名委員会にて選考に付しまして5業者の指名を決定いたしました。

入札結果については、表のとおりでございます。

5者指名いたしまして2者辞退が出ましたので3者での入札という形になりまして、株式会社アステムのほうに税抜きの価格で1,950万円で落札しております。

その次のページのほうは、本日差し替えさせていただきました仮契約書のほうをご覧ください。こちらのほうに出ております。

納期としては9月30日までという形で行っております。基本的には、なるべくでしたら8月の夏休み期間中には機器等の入れ替えは行いたいと思っております。

その次のページの5ページをお開きください。

4小学校に入れます機器の内容を示しております。

大刀洗小学校のほうは前年度入れておりますので、今回はマークシートリーダーのみの機器を導入するという形になっております。

また、全協のほうで御説明いたしましたときに指定がございました一番下の保守運用のところに大刀洗小学校のほうにも1立っておりましたが、こちらのほうはマークシートリーダーのほうの現地での対応等をする、運用等をするということで1上がっていましたが、料金のかかるものではなくて、料金がかかるものは本郷小学校、菊池小学校、大堰小学校の3校分ということですので、こちらのほうは訂正させていただいております。

御協議いただきまして、最後は御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑がなければ、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前9時38分

再開 午前9時41分

○議長（山内 剛） 休憩前に続き、質疑を再開します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論は、本案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号教育用情報機器等購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（山内 剛） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和元年第25回大刀洗町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前9時42分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 7月24日

議 長 山内 剛

署名議員 高橋 直也

署名議員 平山 賢治

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 7月24日

議 長

署名議員

署名議員